

## ●香川県広域水道企業団監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年1月27日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦  
同 武田宏之

### 1 監査対象機関

総務企画課

企画調整課

財務課

財産契約課

計画課

浄水課

工務課

水質管理課

高松ブロック統括センター

中讃ブロック統括センター

西讃ブロック統括センター

東讃ブロック統括センター

小豆ブロック統括センター

広域送水管理センター

### 2 監査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 3 監査対象事業

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 4 監査実施期間

令和6年6月7日から同年11月1日まで

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次のとおりである。このほか、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳重かつ適正な管理に留意するよう要望した。

#### (1) 監査委員総括

事務処理等の一部において改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行に当たっては、指導事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

#### (2) 指摘事項

私人から借用している土地を、公有財産として取り扱っていた。（高松ブロック統括センター）

#### (3) 指導事項

ア 予定価格調書が作成されていなかった。（高松ブロック統括センター）

- イ 行政財産の使用許可に関する基準に準拠した使用許可を行っていなかった。（高松ブロック統括センター）
- ウ 公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、公表しなければならない契約であるが、公表ができていなかった。（西讃ブロック統括センター）
- エ 契約書に貼付された収入印紙の金額が誤っていた。（高松ブロック統括センター、小豆ブロック統括センター）
- オ 誤った規程を適用し、随意契約が締結されていた。（高松ブロック統括センター、東讃ブロック統括センター）
- カ 有効期限切れの見積書により契約締結をしていた。（財産契約課）
- キ 固定資産台帳に登録のある土地の実態把握が十分でなかった。（高松ブロック統括センター、東讃ブロック統括センター、広域送水管理センター）
- ク 土地の異動を固定資産台帳に反映出来ていなかった。（高松ブロック統括センター、中讃ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター、小豆ブロック統括センター）
- ケ 有価物の出納管理が適切に行われていなかった。（総務企画課、小豆ブロック統括センター）